

十日町市立鑑島小学校いじめ防止基本方針

十日町市立鑑島小学校
校長 南雲 恵子
教頭 西原 正晃

はじめに

当校のいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定及び、新潟県いじめ等の対策に関する条例（令和2年新潟県条例第59号以下「条例」という。）に基づき、この「十日町市立鑑島小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

1 いじめの防止等のための基本的な方針

(1) いじめに対する基本的な考え方

① いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「法」第2条より）

② いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で「児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」と定義する。

※以下、「いじめ」とはいじめ類似行為を含む。

③ 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、当校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

④ いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。また職員と児童は、いじめを見逃してはならない。

⑤ 学校の責務

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことへの理解を促していくことが必要である。そのため、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

(2) いじめ防止等のための取組方針

① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行なう。

② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。

- ③ 学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置についての取組について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。
- ④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。
- ⑤ 保護者・地域住民に、学校はいじめの防止等の取組について、理解と協力を働きかけるため、広報と意識啓発を行う。

2 いじめの防止等のための基本的な施策

(1) 基本となる取組

① いじめの未然防止のための取組

- ア 学校の重点目標の一つに「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。
- イ 教育活動全体を通して、児童の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係能力を高める。
- ウ 「特別の教科 道徳」の時間を要として、体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育の充実を図る。
- エ 児童が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む児童会活動の充実を図る。
- オ 中学校区の学校と連携をとり、児童が主体的にいじめ防止に取り組む活動の充実を図る。
- カ いじめ防止について、家庭や地域への啓発と連携を図る。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・ 児童対象の生活ミニアンケート調査（毎週火曜日）
- ・ 児童対象の教育相談を通じた調査（6月、11月、1月、随時）

イ いじめ相談体制

- ・ 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談窓口の設置と周知を図るなど、相談体制を整備する。
- ・ スクールカウンセラーや市教育センター相談員と直接的な連携を図る。

ウ いじめの防止等のための対策のための教職員の資質向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置

① 設置の目的

法第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行なうための組織（以下「組織」という。）として、「いじめ対策委員会」を設置する。

② 構成員

校長、教頭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、必要に応じて主任児童委員、スクールカウンセラー、市教育センター職員や外部関係者

③ 役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ・ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、当該情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。

④ 取組

- ・ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・ いじめの未然防止に関すること。
- ・ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童や保護者・地域住民の理解を深めること。
- ・ いじめの発生時の対応に関すること。
- ・ 会議は定例会を週1回開催し、いじめ発生時は緊急に開催する。

(3) いじめ発生時の措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実を確認する。
- ② 当該情報を基に、組織としての対応策を協議して、職員の共通理解を図る。
- ③ いじめをやめさせ、いじめを受けた児童を確実に見守って保護する。また、必要に応じ別室の確保や関係機関からの支援を受ける。
- ④ いじめを受けた児童の保護者に、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携についての保護者の意思を確認する。
- ⑤ いじめを行った児童への指導とその保護者への助言、学校との連携を継続的に行う。
- ⑥ いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ⑦ いじめに関係する保護者に関係する情報と学校の対応を説明する。
- ⑧ その他の児童に対して、学級指導、全校集会等において関係する児童とその保護者のプライバシー保護に配慮し、当該事案の説明と指導を行う。
- ⑨ いじめに関係する児童と保護者にかかわる情報を定期的に交換し、いじめの解消と再発防止を図る。
- ⑩ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなど重大事案については、市教育委員会及び所轄の警察署等と連携して対処する。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定する)
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(相当の期間とは年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する)
- ③ その他、学校や市教育委員会が重大事態と判断する場合。

(2) 重大事態発生時の対応

市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

① 学校が調査主体となった場合の対応

- ア 「いじめ対策委員会」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。
- イ 組織による事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- エ 調査結果を市教育委員会に報告する。
- オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

② 学校の設置者が調査主体となった場合の対応

設置者の調査組織に必要な資料の提出など、調査に協力する。

(3) その他

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時

点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

4 いじめ防止等のための年間計画

月	教職員の取組	児童対象	保護者・地域住民 対象
4	○学校いじめ防止基本方針の検討と理解 ○児童の情報交換 ○小中一貫教育の推進（通年） ○児童の情報交換 ○いじめ対策委員会の開催（通年：週1回を基本）	○いじめ見逃しゼロスクールを含む人権教育の充実 ○年間の目標と計画づくり ○居心地のよい学級づくり ○生活ミニアンケート（通年、週1回） ○小中一貫教育の活動の充実、あいさつ運動、異学年交流（通年）	○いじめ見逃しゼロ県民運動（通年） ○いじめ防止対策の説明と広報 ○学校と連携した小中一貫教育の推進（通年） ○PTA活動の充実（通年） ○学年懇談会 ○あいさつ運動（各地域）
5	○児童の情報交換 ○吉田地区生徒指導委員会	○運動会（社会性育成） ○教育相談 ○つつじ活動 ○吉田中学校区いじめ見逃しゼロスクール集会	○家庭確認 ○つつじ活動への支援
6	○児童の情報交換	○校内マラソン大会 ○つつじ活動 ○合同修学旅行、合同学習 ○教育相談 ○健康づくり週間	○広報活動 ○校内マラソン大会への支援 ○つつじ活動への支援
7	○学校評価（前期） ○児童の情報交換	○校内水泳大会 ○校外子ども会 ○1学期のふりかえり ○つつじ活動 ○プール開放	○学年懇談会 ○つつじ活動への支援 ○地区民運動会 ○プール開放への支援 ○保護者アンケート ○広報活動
8	○人権教育同和教育研修 ○児童の情報交換	○家庭・地域での活動の充実 ○プール開放	○家庭・地域での健全育成 ○プール開放への支援
9	○児童の情報交換 ○学習参観（人権にかかわる授業）	○遠足（吉田小合同） ○親善陸上大会	○中学校説明会 ○広報活動 ○親善陸上大会への支援 ○学年懇談会（授業について）
10	○生徒指導研修 ○児童の情報交換	○教育相談 ○つつじ活動 ○健康づくり週間 ○校内マラソン大会	○広報活動 ○つつじ活動への支援 ○学年懇談会 ○校内マラソン大会への支援
11	○児童の情報交換	○文化祭 ○運動教室 ○音楽交歓会 ○教育相談	○文化祭への参観○広報活動
12	○学校評価（後期） ○生徒指導研修 ○児童の情報交換	○校外子ども会 ○2学期のふりかえり	○個別懇談 ○広報活動

1	○児童の情報交換	○教育相談 ○各種スキー大会	○広報活動 ○各種スキー大会への支援 ○中学入学説明会 ○学年懇談会
2	○学校評価（後期） ○児童の情報交換	○親善スキー大会 ○各種スキー大会 ○雪像づくり ○卒業・進級に向けた取組	○広報活動 ○親善スキー大会への支援 ○各種スキー大会への支援 ○学年懇談会
3	○学校評価（後期） ○児童の情報交換	○六送会 ○校外子ども会 ○年度のふりかえり ○卒業式	○六送会 ○学年懇談会 ○卒業式

資料

いじめ早期発見チェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団	
<input type="checkbox"/> 掲示物が破れていたり、落書きなどがあつたりする	<input type="checkbox"/> 子どもの言葉遣いが乱暴になってきている
<input type="checkbox"/> 並べた机と机の間が離れている	<input type="checkbox"/> 冷やかしをするグループがある
<input type="checkbox"/> 掃除のときに特定の子の机を運ぼうとしない	<input type="checkbox"/> 教職員がいないと掃除がきちんとできない
<input type="checkbox"/> 特定の子の持ち物や掲示物などにいたずらがある	<input type="checkbox"/> グループ分けをすると特定の子が残る
<input type="checkbox"/> 学級やグループの中で絶えず他の子どもの顔色をうかがう子どもがいる	<input type="checkbox"/> 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けぬ雰囲気がある
<input type="checkbox"/> 授業中に教職員に見えないように消しゴムを投げたり、手紙を回したりしている	

いじめられている子ども	
●日常の行動・顔の表情	
<input type="checkbox"/> 顔色がわるく、元気がない	<input type="checkbox"/> 学校に来たがらない、休みたがる
<input type="checkbox"/> 腹痛や体調不良を訴えて保健室に行きたがる	<input type="checkbox"/> 遅刻や欠席が多くなる
<input type="checkbox"/> 下を向いて視線を合わせないようにしている	<input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる
<input type="checkbox"/> いつも人の目を気にして、めだたないようにしている	<input type="checkbox"/> 時々涙ぐんでいる
<input type="checkbox"/> 友だちに悪口を言われたり嫌なことをされたりしても言い返さず、愛想笑いをしている	<input type="checkbox"/> おどおど、にやにやしている
●授業中・休み時間	
<input type="checkbox"/> 1人であることが多い	<input type="checkbox"/> 教室へいつも遅れて入ってくる
<input type="checkbox"/> 班編成の時に孤立することが多い	<input type="checkbox"/> 学習意欲はなくなり、忘れ物が増える
<input type="checkbox"/> 発言したり教職員がほめたりすると冷やかされる	<input type="checkbox"/> 理由もなく集中力が落ち、成績が下がる
<input type="checkbox"/> 消しゴムや学習用具をいつも特定の子に貸している	<input type="checkbox"/> 教職員のそばにいたがる

●昼食時、清掃時	
<input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる	<input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり食べなかったりする
<input type="checkbox"/> いつも雑巾がけなど、担当がきまっている	<input type="checkbox"/> 特定の子どもの椅子や机をさわらない
<input type="checkbox"/> 1人で離れて掃除をしている	
●その他	
<input type="checkbox"/> 登下校時にほかの子のかばんを持たされる	<input type="checkbox"/> 持ち物が隠されたり、こわされたりする
<input type="checkbox"/> 机や持ち物、個人の作品などに落書きされる	<input type="checkbox"/> 手や足にすり傷やあざがある
<input type="checkbox"/> けがの状況と本人の言う理由が一致しない	<input type="checkbox"/> 必要以上にお金をもち歩く
<input type="checkbox"/> ボタンが取れたり、着ているものが汚れたり、破れたりしている	<input type="checkbox"/> インターネットや携帯電話のメール等で悪口を書かれる

いじめている子ども	
<input type="checkbox"/> 多くのストレスを抱えている	<input type="checkbox"/> 家や学校で悪者扱いされていると思っている
<input type="checkbox"/> あからさまに教職員の機嫌をとる	<input type="checkbox"/> 特定の子どものみ強い仲間意識をもつ
<input type="checkbox"/> ほかの子どもに対して威嚇するような表情をする	<input type="checkbox"/> 教職員の指導を素直に受け入れない
<input type="checkbox"/> グループで行動し、他の子どもに指示を出す	<input type="checkbox"/> 教職員によって態度を変える
<input type="checkbox"/> 活発に活動するが、他の子どもにきつい言葉を使う	<input type="checkbox"/> 他の子どもの言うことやすることを必ず否定する